

豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務の契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務

(2) 業務の目的

本市は、かつて日本で絶滅したコウノトリの野生復帰に取り組んでおり、人とコウノトリが共生するまちづくりを進めている。本年2月には、世界的な脱炭素の潮流を受け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した。

本業務は、令和2年度3次補正環境省補助事業（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業・地域再エネ導入戦略支援事業 第1号事業の1）を活用して、2050年までに脱炭素社会を実現するとともに生物多様性保全にも配慮した持続可能でレジリエントな地域をつくるため、豊岡市再生可能エネルギー導入戦略を策定する。

(3) 業務内容

別紙「豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から2022年1月14日まで

3 予算額（上限額）

9,174千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が予算額を超過した場合は、失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 7 条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 過去 5 年以内に、地方公共団体が発注する再生可能エネルギーに関する導入可能性調査業務や設計業務又は環境基本計画や地球温暖化対策関連計画又は環境政策・施策に関する計画の策定、若しくは改定業務について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。
- (9) 参加申込書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 前記(1)で規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、確認したうえで当該プロポーザル方式に参加させる。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 財務諸表（法人及び個人）
 - オ 豊岡市税の納税義務のある者は納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が 0 円であるものに限る。）
 - カ 法人事業税の納税証明書（都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が 0 円であるものに限る。）
 - キ 法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあつては所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が 0 円であるものに限る。）

6 募集内容

- (1) 募集方法
 - 市公式ウェブサイト等を通じて募集
- (2) 応募方法
 - プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加申込書（様式 1） 1 部
 - (イ) 会社概要（様式 2） 1 部
 - (ウ) 業務実績調書（様式 3） 1 部

※業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。

(エ) 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加申込書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。）

イ 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2021年7月16日（金）17時必着

イ 提出先

豊岡市市民生活部生活環境課地球温暖化防止対策室（豊岡市役所本庁舎1階）

担当：井上、大逸

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9136

Eメール：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

ウ 受付時間

9時から17時まで（12時から13時までを除く。）

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査し、全応募者に対し、参加資格の審査結果を2021年7月19日（月）に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 質問・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2021年7月16日（金）17時必着

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務質問書（□□）（□□は会社等の名称又は略称）」

エ 質問回答日 2021年7月26日（月）予定

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2021年7月30日（金）17時必着

- イ 提出先 6(3)イに同じ。
- ウ 提出方法 電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）
 なお、当該業務の辞退届であること及び辞退者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。
 「豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務辞退届（□□）（□□は会社等の名称又は略称）」
- エ 提出書類 辞退届（様式5）

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 2021年8月4日（水）17時必着
- (2) 提出先 6(3)イに同じ。
- (3) 提出方法 6(2)イに同じ。
- (4) 提出書類
 - ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6）
 - イ 技術者調書（様式7）
 - ウ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8-1）
 - エ 担当技術者の経歴及び実績等調書（様式8-2）
 - オ 再委託調書（様式9） ※再委託する場合のみ
 - カ 工程表（様式10）
 - キ 企画提案書【任意様式：A4判、縦型、左綴じ、両面印刷10枚（20ページ）以内、ページ番号を付すこと、A3判折込みも可、その場合は片面につき2ページ分と換算】
 - ク 参考見積書（任意様式）
- (5) 提出部数 原本1部、副本9部
- (6) 企画提案書作成要領
 別紙豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務企画提案書作成要領に基づき作成すること。

8 日程（予定）

公示	2021年7月2日（金）
参加申込書提出期限	2021年7月16日（金）17時必着（郵送又は持参）
質問書提出期限	2021年7月16日（金）17時必着（メール）
参加資格審査結果通知	2021年7月19日（月）
質問回答	2021年7月26日（月）（予定）
参加申込後の辞退期限	2021年7月30日（金）17時必着（メール）
企画提案書等受付期限	2021年8月4日（水）17時必着（郵送又は持参）
第1次審査（書類審査）	2021年8月6日（金）（予定）
第1次審査結果通知	2021年8月11日（水）（予定）
第2次審査（プレゼンテーション等）	2021年8月19日（木）（予定）

結果通知	2021年8月26日(木)	(予定)
契約締結	2021年9月上旬	(予定)
業務開始	2021年9月上旬	(予定)

9 審査概要

(1) 審査委員会

「豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務契約候補者選定委員会」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務契約候補者選定委員会委員は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者等の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査(書類審査)

参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以上あった場合は、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位3事業者までを第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知

(ア) 通知時期 2021年8月11日(水) 予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 通知方法 第1次審査結果通知：参加資格を満たす事業者すべてに電子メールで通知

第2次審査参加通知：第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング等による最終審査)

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査を行う。

(ア) 開催日 2021年8月19日(木) 予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎 3階庁議室

(ウ) 出席者 当該業務に参画予定の技術責任者を含む3人までとする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(オ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。

オ 選定

別に定める採点基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、第2次審査、見積金額の順に評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とする。

すべての評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者すべてに2021年8月26日（木）までに電子メールで通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

審査項目	評価の視点	重要度
(1) 業務実績	本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体における同類業務又はこれに類する受託実績について評価する。	
(2) 実施体制	本業務遂行に十分な事業実施体制、組織体制が構築されているか。	○
(3) 見積金額	(応募者内での最低提案見積金額/提案見積金額) × 配点	
(4) 企画提案	<p>ア 本業務に関する基本的な考え方が市の方針と合致しているか。</p> <p>イ 仕様書に記載された各業務についての具体的かつ明確な手法の提案ができているか。</p> <p>ウ 事業者の提案内容を評価する。なお、必要な施策の検討にあたり、以下の点について考慮すること。</p> <p>(ア) 環境・経済・社会の統合的課題解決につながる施策</p> <p>(イ) 再エネ導入目標を達成するための施策</p> <p>(ウ) 公共施設及び民間施設等への効果的な導入（市民、事業者への普及啓発等含む）や廃棄物の発生抑制につながる施策</p> <p>(エ) 市内で重点的に進める取り組みや地域について提案</p> <p>(オ) 本市の地域特性を踏まえた具体的で実施可能な施策</p>	◎
(5) プレゼンテーション	<p>ア 企画提案書の内容を補完したプレゼンテーションとなっているか。</p> <p>イ 本事業に対する取り組み姿勢、意欲、事業者としての信頼性、適合性があるか。</p> <p>ウ 分かりやすい説明内容及び資料の内容であるか。</p>	

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当する場合は判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合は、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合は、この限りでない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 予算額」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、契約候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合は、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 業務実施体制回答書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合は、協議のうえ決定するものとする。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するに当たり他社の協力を得た場合は、その旨の明記を必須とする。
- (8) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市市民生活部生活環境課地球温暖化防止対策室（豊岡市役所本庁舎1階）

担当：井上、大逸

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

T E L : (0796) 21-9136

Eメール：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp